

仕 様 書

I 委託業務の概要

1 業務名称

発寒清掃工場屋上防水改修業務

2 業務目的

発寒清掃工場の屋上（ルーフ１～３）において、経年劣化に伴う既存防水層の破断により広範囲で漏水が発生している。特に炉室直上部における雨漏りは深刻であり、雨水がプラント機器へ直接飛散・注ぐ状態にあることから、機器の故障や突発的な施設停止を招く重大なリスクを有している。

防水層の改修を実施して漏水被害を防止し、安定的な施設運営を維持することを目的とする。

3 履行期間

着手日から令和８年12月25日まで

4 履行場所

発寒清掃工場

札幌市西区発寒15条14丁目1-1

5 業務内容

本業務は、図に示すとおり、以下の内容を施工するものとする。

なお、改修の実施にあたっては、各項目共通で以下の手順を基本とすること。

(1) 直接仮設

ア 屋上作業に伴う昇降用足場（ルーフ１）および転落防止手摺（ルーフ２）等の設置。

イ 資機材の荷揚げ・荷降ろし（エレベーターおよび人力等）。

(2) 屋上防水 改修（ルーフ１、ルーフ２、ルーフ３）

ア 下地処理：施工範囲全体の下地清掃を行う。既存防水層の膨れ部については切開および炙り戻し等により平滑に補修し、立面等の撤去箇所には仮防水材兼下地調整材（ポリマーセメント系）を塗布すること。

イ 防水施工（ルーフ１・ルーフ３）：下地活性剤を塗布後、改質アスファルトシート防水（ＡＳ－Ｔ２、シルバー仕上げ）を平面・立面および架台等へ施工すること。

ウ 防水施工（ルーフ２）：改質アスファルト防水 常温積層工法（露出密着工法一層、保護塗料共）を平面および立面へ施工すること。

エ 付帯工事：アルミフラットバーや水切りの取外し・再取付、既存シーリング撤去および変成シリコン系シーリングの打替え、改修用ドレン（Φ１００）の更新、砂利の仮移設・復旧を行うこと。

(3) 発生材処理

ア 本業務に伴い発生する廃プラスチック類（既存防水材、シーリング材、養生シート等）等の産業廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、積込、運搬および適正な処分を行うこと。

II 一般事項

1 提出図書

(1) 業務着手届：１部

(2) 業務責任者指定通知書：１部

(3) 業務日程表：１部

※上記（１）から（３）の書類については、契約後速やかに提出すること。

また、提出にあたっては一冊に袋とじ（製本）の上、押印（契印を含む）すること。

(4) 業務報告書：１部

(5) 業務記録写真：１部（各工程の施工前、施工中（下地処理・炙り戻し等を含む）、施工後を撮影し提出すること。）

(6) 業務完了届：１部

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（E票またはこれに準ずるもの）
：１部

2 適用法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、電気事業法、労働安全衛生法などの関係法令に基づいて業務を行うこと。

3 再委託について

(1) 受託者が本業務を再委託する場合は、事前に再委託承諾願を提出し、委託者の承諾を得ること。

(2) 受託者は、次に掲げる事項を再委託することはできない。

ア 総合的な業務履行計画の策定及び進捗管理

イ 整備手法の決定及び技術的判断

4 業務履行条件

(1) 作業時間は、平日の午前９時００分から午後５時００分までとする。

休日および上記時間外に作業を行う場合は、事前に施設管理担当者と協議し、承諾を得ること。

5 安全衛生管理

(1) 高所・屋上作業の安全管理：屋上端部等での作業にあたっては、転落防止手摺の設置や墜落制止用器具の使用など、労働安全衛生法に基づく墜落・転落防止措置を確実行うこと。

(2) 悪天候時の作業中止および雨水対策

強風（10分間の平均風速が10m/s以上）、大雨、大雪等の悪天候時は直ちに作業を中止すること。

また、作業途中（既存防水層の切開後など）に降雨が予想される場合は、ブルーシート等により施設内部への漏水を防ぐ仮防水措置を確実に行うこと。

(3) 火気の使用

炙り戻し等、作業において火気を使用する場合は、消火器を常備する等の火災防止措置を徹底するとともに、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得ること。

(4) 敷地内禁煙

工場敷地内（車両内含む）は全面禁煙とする。

(5) 既存物件の保護および現状復旧

作業にあたり既存物件を損傷、または汚染した場合は速やかに報告し、受託者の責任において現状復旧すること。

Ⅲ 特記事項

1 環境負荷の低減

(1) 札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 環境に配慮した資機材の使用、節約、アイドリングストップ、廃棄物の減量・リサイクルを徹底すること。

2 その他

(1) 図面及び業務仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「令和7年度版公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」に適合するよう努めること

(2) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。

(3) 疑義の発生についても前号と同様とする。